

会計年度任用職員（幼児ことばの教室）のあらまし

令和7年10月20日現在

- 1 任用期間 採用の日から同日の属する会計年度の末日まで（ただし、通算して5年を上限として更新する場合があります）。
任用の日から1月の間は条件附採用期間となります。
- 2 勤務場所 幼児ことばの教室を設置している小学校
（参考：令和7年度設置校）
追分小・佐藤小・神久呂小・積志小・葵が丘小・可美小・北浜小・二俣小・気賀小・双葉小 10校
- 3 報酬等 ①報酬月額 157,400円／標準月額（3年目、5年目に昇給あり）
※任用選考試験に改めて合格し、6年目以降も継続する場合、5年目の報酬月額が支払われます。
※報酬額は改訂される場合があります。
②通勤経費 交通機関利用の場合：実費を支給
交通用具利用の場合：通勤距離に応じた額を支給
③その他 期末・勤勉手当を支給
- 4 勤務時間 1週間当たり30時間（週4日勤務、1日7.5時間を原則とする。）
- 5 休暇 ①年次休暇

勤続年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日

※日数は、1日を7.5時間に換算（10日＝75時間）
※前年に付与された年次休暇の残日数は、1年間に限り繰り越せます。
②年始・年末の休暇 1月1日～3日及び12月29日～31日
③その他に特別休暇（夏季3日など）があります。
- 6 社会保険等 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入します。
- 7 その他 ○会計年度任用職員は、「地方公務員法」に基づき任用される一般職の地方公務員です。
地方公務員法に規定される服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限）が適用されるほか、地方公務員法に規定される懲戒の規定に該当する場合は、法に基づく処分の対象となります。
○営利企業に従事する場合には、適正な職務遂行を確保する観点から従事する業務内容や時間等について事前に確認するため「営利企業従事届出書」を提出していただきます。